

7 花巻市教育大綱について

1 策定の趣旨

平成 27 年 4 月 1 日に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、首長に教育の振興に関する施策の大綱を策定することが義務付けられました。

花巻市では、市政にとって極めて重要な「まちづくり」の根幹である「人づくり」を担う教育の根幹を成す考え方を「花巻市教育大綱」として定め、市民一人ひとりが、主体的に学び合う姿勢をもつことが、本市の未来を創る子どもたちの健やかな成長につながるという理念のもと、市民の皆さんと一丸となって教育の充実と発展に取り組んでまいります。

2 策定経過

平成 27 年 6 月 22 日に市長が招集する「花巻市総合教育会議」を設置し、この会議において、平成 27 年度中に策定する「第 2 期花巻市教育振興基本計画」の骨子をもって「花巻市教育大綱」とすることを確認しました。

その後、市長が教育委員との意見交換や「第 2 期花巻市教育振興基本計画」の策定協議等を通じて内容を精査し、3 月 31 日に「花巻市教育大綱」を策定いたしました。

なお、本大綱の基となる「第 2 期花巻市教育振興基本計画」は、総合教育会議や教育振興審議会、教育委員会議における協議のほか、市校長会からの意見聴取、市 PTA 連合会役員や市子育て講演会参加者アンケート等により、本市が抱える教育課題や市民の皆さんが教育に何を期待しているのかを把握しながら策定したものです。

3 対象期間

教育大綱の対象期間は、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間とします。

4 大綱の概要

大綱は、【基本目標】【政策分野別基本方針】【政策分野別の重点方針】を柱に構成し、その内容は別添のとおりです。

【基本目標】である『郷土を愛し、丈夫な体と深い知性を持つ心豊かな市民が育つまち』の実現に向け、「子育て環境の充実」「学校教育の充実」「生涯学習の推進」「スポーツの振興」「芸術文化の振興」の 5 つの政策分野別に重点方針に基づく施策、事業を展開してまいります。

特に、中学校の学力向上については、重要課題と位置づけ、事業を実施してまいります。

5 今後の予定

「花巻市教育大綱」及び「第 2 期花巻市教育振興基本計画」は、花巻市 HP に掲載しておりますほか、「花巻市教育大綱」については、5 月 13 日発行の「広報はなまき」において概要をお知らせし、「第 2 期花巻市教育振興基本計画」については、5 月中旬を目途に製本版を教育機関等へ配布いたします。